

## 苫小牧市イノベーションマッチング実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市イノベーションマッチング実証事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市内企業を含む地域社会が抱える課題を解決すること（以下「地域課題解決」という。）を目的とした市内企業及び都市部ベンチャー企業等による実証事業に要する経費の一部を補助することにより、市内企業と都市部ベンチャー企業等の協業促進などを図り、本市への移住・定住、雇用確保、産業競争力の強化などの地方創生を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 提案事業者の何れかが市内に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有すること。
- (2) 提案事業者の何れかが年度内に実施された苫小牧イノベーションマッチング（以下「TIM」という。）にて都市部ベンチャー企業等として技術提案を行っていること。
- (3) 市内に事業所等を有する者とTIMで技術提案を行った者が実証事業の実施に向けて合意形成がされていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。ただし、市内に事業所等を有する者に限る。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の営業に従事していること。
- (6) 事業主又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) その他市長が補助対象者として不適当と認める事項がないこと。

(補助対象経費)

第4条 市長は、地域課題解決を目的とした市内企業及び都市部ベンチャー企業等による実証事業を実施するために必要な経費のうち、補助対象として適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助する。なお、1申請あたりの補助上限額は、200万円とする。

2 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費のいずれかとする。

- (1) 旅費
- (2) 物品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 借料及び損料
- (6) 会議費
- (7) 通訳・翻訳料
- (8) 試料分析費
- (9) パイロット試験材料費
- (10) 外注費・外部人件費
- (11) その他市長が事業に必要と認める経費

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 国が助成する事業と重複する事業の経費

- (2) 事業所等の維持・管理経費
- (3) 事業の中止・廃止に伴うキャンセル料、負担金
- (4) その他市長が事業に不相当と認める経費

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 苫小牧市イノベーションマッチング実証事業補助金交付申請書
- (2) 事業概要スライド
- (3) 申請法人及び連携する法人の概要を把握することができる資料
- (4) 納税証明書（ただし、市内に事業所等を有する者に限る。）
- (5) 法人の登記事項証明書

2 申請者は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は失格とすること。
- (2) 交付申請書の提出後、原則として内容の変更・追加はできないこと。
- (3) 申請書類の提出後に申請を辞退する場合は、書面による辞退届を提出しなければならないこと。
- (4) 申請書類の返却はしないこと。また、申請書類の著作権は申請者に帰属するが、市が選定結果を公表する場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- (5) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とすること。
- (6) 申請書類は、苫小牧市情報公開条例（平成10年条例第14号）により、公文書として開示対象となること。
- (7) 申請者は、市内企業及び都市部ベンチャー企業等の複数の申請者のうち代表者（以下「代表者」という。）を定める必要があること。
- (8) 同一事業者が申請できる件数は、年度内につき原則1件とすること。ただし、事業モデルが大きく異なる場合には、予め市と協議した上で、申請を認めることもある。

(補助交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を代表者に対し通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が採択されなかった申請については、その旨を代表者に対し通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 前条の交付決定を受けた事業者（以下「決定事業者」という。）による事業計画の変更は、原則として認めない。ただし、交付決定後のやむを得ない事情がある場合や事業の改善が見込める場合には、予め市と協議した上で、変更申請を認めることもある。

2 市長は、前項ただし書の規定により変更申請があった場合において、その内容を審査し、事業計画を変更すべきものと認めるときは、その旨を決定事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 決定事業者による事業の全部若しくは一部の中止又は廃止は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情等がある場合には、予め市と協議した上で、中止又は廃止を認めることもある。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及び本要綱に違反した場合
- (2) 前条ただし書の規定による中止又は廃止を承認した場合
- (3) 補助金交付の目的以外の用途に使用した場合
- (4) 事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更により、事業の一部又は全部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は前項第1号、第3号又は第4号に該当し、決定事業者が既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(報告書の提出)

第10条 決定事業者は、事業が終了した後、速やかに苫小牧市イノベーションマッチング実証事業完了報告書(以下「報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る経費の領収書の写し
- (2) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料
- (3) 口座振込依頼書
- (4) その他市長が必要とする書類等

2 前項の報告書の著作権は決定事業者に帰属するが、市が事業結果を公表する場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、決定事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、交付決定額の9割を上限として概算払をすることができるものとする。

(関係書類の整理保管)

第13条 決定事業者は、報告書により提出した資料、帳簿その他関係書類を整理し、当該書類を事業が完了する日の属する年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から施行する。